平成２９年（フ）第３９２号
岐阜県関市武芸川町八幡435番地２
破産者　古田　浜恵
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５５４号
静岡市駿河区東新田４丁目１番１―410号
破産者　金子　真美
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５８０号
静岡県焼津市石津2415番地の４
破産者　山田　康子
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７２号
静岡県浜松市浜北区貴布祢2621番地　貴布祢借家Ⅱ、前住所静岡県浜松市浜北区宮口168番地の３
破産者　清水　利明
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４７７号
静岡県浜松市南区米津町1347番地の４
破産者　山田　典秀
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４８６号
静岡県浜松市中区和合町180番地の25
破産者　上村　健二
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４７２号
京都府京田辺市河原神谷69番地　３―302
破産者　頭鬼　弓佳
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５６０号
京都市右京区西院上今田町26番地25
破産者　秋田　幸夫
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５９８号
京都市中京区壬生上大竹町17番地　アーバンハイツ　201、前住所京都市下京区西七条市部町57番地
破産者　乾井　圭太
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６８１号
京都市南区吉祥院宮ノ東町21番地　宮ノ森荘13号
破産者　鮨処一真こと　辻　　征史
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９５７号
京都府木津川市州見台１丁目18番地７、申立時の住所京都府木津川市州見台１丁目30番地17
破産者　中畔　淳子
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４５号
京都市西京区樫原平田町１番地38
破産者　小原　昌二
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４６号
京都市中京区壬生坊城町48番地３　壬生坊城第２団地３棟708号
破産者　井上　樹里
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５２号
京都市西京区樫原久保町10番地３　ハイツ雪101、前住所京都市西京区松尾大利町20番地の６
破産者　えり藤こと　穴田美奈子
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１２５号
京都市左京区一乗寺西杉ノ宮町60番地２
破産者　吉田　　明（旧姓藤田）
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２５６号
奈良市宝来４丁目10番10―105号
破産者　富永組こと　富永　和彦
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１６２号
岡山県倉敷市連島町連島1174番地108
破産者　布村　康雄
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
山口県周南市楠木２丁目15番５号、旧住所山口県光市千坊台１丁目１番３号
破産者　塩村　聡一
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第２２３号
香川県高松市木太町3877番地34
破産者　植松　明子（旧姓大坪）
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係